各加盟団体理事長・専務理事 様 各市町スポーツ少年団本部長 様

> 公益財団法人神奈川県スポーツ協会 専務理事 小野 カ (公印省略)

新型コロナウイルス県内感染のまん延防止のための取組み について第3報(依頼)

時下、貴団体におかれましては、ますますご清祥のことと存じます。

また、本会諸事業に日ごろから、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス県内感染のまん延防止のための取組みにつきましては、令和2年2月21日及び2月27日、更には3月25日付けで各加盟団体理事長・専務理事へ不特定多数の方が集まるイベントや不要・不急の会議等の原則、中止または延期とするよう依頼したところであります。

また、昨日は、安倍首相から「緊急事態宣言」がなされ、本県も対象地域となりましたが、これに先立ち、4月6日には、神奈川県が「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の方針」を一部改正し、対象期間を8月31日まで延長しました。

こうしたことから、本会といたしましても、現在の状況を鑑み、加盟団体及びスポーツ少年団 関係者の皆様方におかれましても「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の方針」に 基づき、対応をくださるようお願い申し上げます。

【主な対応など】

- 対象期間は、令和2年8月31日まで
- 主催、共催事業で、不特定多数の方が集まるイベント等は、原則、中止又は延期とする。 ただし、開催せざるを得ないイベントは、感染症拡大予防策(※)を施したうえで開催することができる。
- 不要・不急の会議、研修会等は、原則、中止又は延期とする。 なお、開催せざるを得ない会議、研修会等は、電子会議、書面開催を検討し、難しい場合 には、規模の縮小、時間の短縮等を行い、感染拡大予防策(※)を施したうえで開催するこ とができる。

【添付書類】

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針(令和2年4月6日改定)
 - ・ 現在の新型コロナウイルスの状況をふまえた県教育委員会の対応(別添資料1)
 - ・ イベント等の実施の扱い(別添資料2)
- 緊急事態宣言に係るお知らせ

※感染症拡大予防策

- ・ 発熱・せき等、かぜの諸症状がみられる方の参加見合わせ
- ・ 参加者への手洗い、うがい、マスクの着用の徹底(主催者を含む)
- ・ 入場時のアルコール消毒液の設置
- 濃厚接触解消の工夫
- ・ 人の集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策
- ・ 密閉、密集、密接場面など、クラスター感染発症リスクが高い状況の回避
- ・ 感染発生の場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

問合わせ先

事務局長 須 貝·事務局次長兼総務課長 田名部

電 話:045-311-0653代 Fax:045-311-0637

Email: kanagawaken@japan-sports.or.jp

http://www.sports-kanagawa.com